

会議録	
1 名称	第10期第9回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和6年1月22日（月）午前10時～11時30分
3 開催場所	男女共同参画推進センター 第1・2研修室
4 出席者	[第10期審議会委員] 石原和哉、猪瀬理恵、岩上浩之、江上千恵子（学識経験者）、小幡亨、金子寿子、下島真希、白石美知子、神保恵一、古谷英恵（学識経験者）、松山亜紀、宮地明子 [参考人] 駒崎弘樹(オンライン)、羽生有希、丸山真由 [区側] 総務部長、男女共同参画推進センター所長、人権推進課長、男女共同参画担当係長、管理係長、管理係員
5 議題	1 江東区版パートナーシップ制度の策定について ・江東区版パートナーシップ制度のパブリックコメント実施結果 ・江東区男女共同参画審議会答申(案) 2 令和5年度 男女共同参画推進事業実施状況報告 3 令和6年度 男女共同参画審議会活動予定について 4 その他
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	資料1 江東区男女共同参画審議会(令和5年9月17日開催・11月17日開催)指摘事項と対応(案) 資料2 江東区版パートナーシップ制度のパブリックコメント実施結果 資料3 パブリックコメントで寄せられた意見(要旨)と区の考え方 資料4 江東区版パートナーシップ制度(案)【要約版】 資料5 江東区男女共同参画審議会答申(案)

	資料 6 令和 5 年男女共同参画推進事業実施状況報告 資料 7 第 1 1 期江東区男女共同参画審議会スケジュール 参考 1 第 1 0 期第 7 回江東区男女共同参画審議会議事録 参考 2 第 1 0 期第 8 回江東区男女共同参画審議会議事録 参考 3 「男女共同参画 K O T O プ ラ ン 2 0 2 1」(第 7 次江東区男女共同参画行動計画) 概要版 参考 4 「男女共同参画 K O T O プ ラ ン 2 0 2 1」(第 7 次江東区男女共同参画行動計画)
8 摘要	欠席 委員 3 名 (長田智之、小泉博久、櫻木晃裕 (学識経験者)) 参考人 1 名 (丹藤翠) 傍聴者 2 名

【別紙議事要旨】

1. 開 会

【所長】 定刻となりましたので、第10期第9回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会の定足数は8名でございます。委員定数15名のうち、本日の出席委員は12名で、欠席は3名でございます。よって、本日の会議は定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本日の傍聴希望の方は2名となっております。既に傍聴者の方にはお席についていただいておりますので、御報告いたします。

傍聴される方に申し上げます。傍聴席上にある資料は会議中閲覧用となりますので、お帰りの際には、資料は机の上に置いたままお帰りください。

なお、本日は記録のため録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際はマイクをお使いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

続いては、本日の会議資料について確認させていただきます。皆様に資料をお持ちいただいたのが、次第と資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7、それから参考1と参考2、意見シートとなります。また、机上に配付させていただいておりますのが、左上に「参考」と表示のある、「男女共同参画KOTOプラン2021」概要版と本書、こちらが参考の3、4になります。次に、第10期第9回男女共同参画審議会名簿と、席次表が置いてあります。なお、参考3と4の「男女共同参画KOTOプラン2021」の概要版と本書につきましては、会議後事務局が保管いたしますので、会議後は机の上に置いたままお帰りください。

資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、開会に先立ちまして、総務部長より御挨拶をいたします。

【総務部長】 皆さん、こんにちは。総務部長の綾部でございます。本日は第9回男女共同参画審議会にお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。第6回、第7回審議会におきまして、江東区版パートナーシップ制度について御検討をいただきまして、11月にはパブリックコメントを実施し、区民の皆様から多数の御意見を頂戴いたしました。本日はパブリックコメントの実施結果を御報告させていただきますので、区長への答申に向けて引き続き御審議のほど、どうぞよろし

くお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【所長】次に、本日の予定でございます。「議事１ 江東区版パートナーシップ制度の策定について」、「議事２ 令和５年度男女共同参画推進事業実施状況報告」、「議事３ 令和６年度男女共同参画審議会活動予定について」、「議事４ その他」以上、４点でございます。

また本日も、参考人の方に、前回から引き続き御出席いただいております。オンラインで、認定ＮＰＯ法人フローレンスより駒崎弘樹さん。会場にはクロスオーバー・こうとうの羽生有希さん。一般社団法人ＳＯＧＩＥ相談・社会福祉全国協議会の丸山真由さんの御出席をいただいております。また、選択的夫婦別姓・全国陳情アクションに所属の丹藤翠さんにつきましては、御欠席ですけれども、御意見を預かっております。参考人の皆様方、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、参考１として第７回審議会議事録と、参考２として第８回審議会議事録を作成しております。本日の議事において御意見がなければ、議事録を確定させていただきます。

次に、第７回、第８回の審議会の概要と御意見シートについてです。初めに、第７回審議会の概要でございます。議事１で、第６回に引き続き、江東区版パートナーシップ制度の策定について御審議いただきました。この第６回審議会で行いました御指摘や意見につきましては、後ほど議題の中で、対応を含めて御説明いたします。次に議事２、その他では、次回の審議会までの事務局による作業について簡単に説明させていただき、他に事務局からの連絡事項をお伝えいたしました。

次に、第８回審議会の概要ですが、第８回は施設見学で、今回は男女共同参画学習事業の、出前講座の見学を行いました。参加者は委員１０名と事務局職員で、江東区立深川第二中学校におけるデートＤＶ防止啓発の講演会に参加いたしました。委員からは、見学した感想が提出されておりますので、こちらも後ほど御紹介いたします。

それでは、この後の議事進行は会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

2. 議事 1 江東区版パートナーシップ制度の策定について

【会長】皆さん、おはようございます。早速議事に入りたいと思います。「議事 1 江東区版パートナーシップ制度の策定」についてです。先ほど所長から御紹介がありましたが、参考人の方々からパートナーシップ制度に対する御意見を 5 分ずつお願いいたします。これが意見をお聞きする最後になると思いますので、よろしくお願いいたします。参考人の方への質疑を受けましてから、参考人の方は退席していただくことになっております。

それでは最初に、認定 N P O 法人フローレンスの駒崎弘樹さん、お願いいたします。

【参考人】おはようございます。認定 N P O 法人フローレンス会長の駒崎です。

それでは、資料を基にお話しさせていただきたいと思います。以前の振返りになりますけれども、10月24日の区議会意見交換会では、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、「暮らすメイト」という名前にしたらどうかということをお提案させていただきました。それは、同性カップルのみならず異性カップルも含め、また、複数人の方々が共に住むということも後押ししたらどうか、性愛にとられない共同生活者としてオーケーにしたらどうかという内容です。ファミリーシップにするのでしたら、子供等に限定しないでも良いのではということで、共同生活ユニットというものを、諸外国のように後押ししてみてもどうかということで申し上げました。且つ、そうしたこの制度を利用した方には、色々なメリットをきちんと提供していくということが大事だと思います。例えば公営住宅への入居が可能になる、医療に関する同意が出来る、あるいは福利厚生など、そういったことがきちんと普通のカップルとして認定されるという形にしてはどうかと思いました。こういった形で新しい超少子高齢化社会、なかならずソロ高齢社会を迎え撃つために、集住という仕組みをきちんと促進していくべきなのではないかと申し上げました。

この答申に対する意見ですけれども、同性・異性カップル双方が対象になったことは良いと思いました。御尽力いただいてありがとうございます。ただ、3人もオーケーとしていただきたかったのですが、そうなってはいませんでした。しかし、答申書附帯意見として、今後パートナーシップの仕組みの検討を要望する旨を明記していただいたのは良かったと思います。江東区には早期に検討していただきたい

と思います。

ただし、少し使いづらいという点もありまして、双方が江東区内に住所を有することが要件になってしまっていることは、多拠点居住が進んでいる現状に対応出来ていないため、改善された方が良いと思います。今ですと、複数のところで住んでいる、あるいは曜日によって違うところに住む、ということもありますし、これからどんどん進んでいくと思います。住民票がどこにあるかというところで、江東区に両方ともいなければならないとなると、中々しんどくなるのではないかと思いますので、今日的な働き方、住み方ということにもきちんと対応していくこと、今後3年、5年も制度的に陳腐化しないということを考えると、「双方が区内に住所を有する」としない方が良いのではないかと思います。二人とも区内や市内に住所を有さなくても良いとしている自治体もありますので、江東区がこれから作るのに、後進的な仕組みにしてしまうのはもったいないと思いました。

また、この制度案のところで、要件や手続等のみが記載されていますが、制度開始に当たり、江東区として、このパートナーシップを利用することによって当事者にどのようなメリットがあるのかということ、どのように使っていただいたら良いかということ、当事者目線できちんと書いていただけると良いと思いました。

【会長】ありがとうございました。

それでは次に、クロスオーバー・こうとうの羽生有希さん、お願いいたします。

【参考人】本日もよろしくをお願いいたします。8月から参考人として出席させていただきましたが、そこでの議論を通じて改めて要望したいことについて、今日はお話したいと思います。

また補足的に、先月、2023年12月の江東区議会で男女共同参画推進センターより報告があった、パートナーシップ制度のスケジュールについてお伺いしたいと思います。最後に、少しテクニカルなところになると思いますけれども、性別等の規定についてお話ししたいと思います。

まず、改めて要望したい点についてです。私は最初に、8月の審議会では、望ましいパートナーシップ制度には少なくとも4つの側面、普遍性、信頼性、安定性、利便性が必要であると申し上げました。このうち利便性と信頼性という点については、今回の制度はある程度カバーされていると思います。他方で、誰でもが使えるという意味での普遍性については、議論の余地があるかと思います。先ほどのお話

にもありましたけれども、特に9月の審議会で複数名のパートナーシップ制度、友情関係に基づくパートナーシップについての議論がありましたが、それらに賛成する立場としては、普遍性の原則が、現在の答申案で実現されているとは評価することができかねます。他方で、答申書の附帯意見として、複数人のパートナー関係について検討を求めると述べているのは良いことだと思います。2という数字や、性愛や恋愛関係などにとらわれない親密な関係性の保証について、積極的かつ実質的に議論が高められていくことを期待します。

次に安定性、つまり、制度がその都度の政治的状況に左右されないものであるという点についてです。この点については良いと思っていたのですが、よく分からなくなってしまったところがあるので、パートナーシップ制度のスケジュール変更について併せて質問させていただきたいと思います。この審議会での答申は、来年度というか、今年4月1日からの制度開始を前提に行われているものだったかと思います。しかし、先月12月の区議会の企画総務委員会では、男女共同参画推進センターからスケジュールの変更が報告されまして、来年度に新体制において改正条例案の提案時期等について検討するとのことでした。区内で活動する私たち市民団体としては、非常に驚きました。提案時期等について検討ということだと、スケジュールが変わるところか、もはやスケジュールが無くなってしまうのかとも思われたからです。新体制においてというのは、恐らく区長の交代のことを指していると思いますが、区長の交代とパートナーシップ制度制定を遅らせることとの因果関係というのもよく分かりませんでした。センターにおかれましては、なぜ変更するのか、誰が変更したのか、スケジュール変更というのは具体的にどういうことなのか、改めて明確に御説明いただきたいと思います。

制度の安定性の話に戻りますと、区長が替わるだけで、それまで積み重ねてきた制度制定についての議論が宙づりになるのだとしたら、もはや制度の安定どころの話ではなくなってしまいます。政治的状況により議論の土台が揺らがされるようにも見えるからです。また、制度制定の遅れが、その制度利用希望者の生活に及ぼす影響も計り知れないと思います。端的に申しまして、私たちの生活は後回しにされて良いものではありません。当初、参考人として呼ばれたときは4月より開始と言われていたので申し上げていなかったのですが、早期の制度実施が望ましいのは言うまでもありません。

最後に、少しテクニカルかもしれませんが、性別等の定義について少し意見を求めます。以前センターでまとめてくださった資料を見ますと、性別等について条例で定義しているのは港区、墨田区、豊島区の3つのみです。それに、そもそもこの定義が必要かどうか不明なのですが、定義を残す場合には「生物学的な性別」という文言をなくすか、もしくは「出生時に割り当てられた性別」という文言と並置する、並べておくということをお勧めします。理由は幾つかあります。一つは、生物学的性別というのが何を指しているのか明らかではないからです。一般にこれが一番分かりやすいと誤解されていますが、一口に生物学的な性別といっても、性ホルモンとか、脳の形状とか、生殖器とか、染色体とか、第2次性徴で変わる身体部位とか、色々あるわけです。これら全てを指すのかもしれませんが、生物学研究においてこれらを雑多に一つにまとめて議論するというのはあまりないというか、分けて考えられるべきだからこそ、そういうふうに分けていくわけですね。また、実生活においては生物学的な性別そのものよりも、社会が時に生物学の権威を借りながら、任意の身体をどのように性別のある身体として割り振っているのかということのほうが重要です。その点で、社会による割り振り、出生時に割り当てられた性について言及するほうが良いと思います。

しつこいようですが、スケジュール変更についてはなぜ変更すべきなのか、変更すると誰が決めたのか、具体的にどのようなスパンの変更を考えているのか、お示しいただけると幸いです。

【会長】ありがとうございました。事務局のほうに後でスケジュールの関係は聞きたいと思います。

それでは次に、一般社団法人SOGIE相談・社会福祉全国協議会の丸山真由さん、お願いいたします。

【参考人】私も1回目、2回目と参加させていただく中で、パートナーシップ制度について様々な意見が出ていて、例えば1対1の関係だけでなく、同性同士だけでなく、様々な人がもっとよりパートナーシップ制度を利用しやすいようにといった、より前進的な意見が出ていることをとても心強く思っています。しかし一方で、例えば、生活する中で事実婚の男女のカップルだったら可能なことが、戸籍上の同性同士だとできなかったりとか、そういった生活上の不便などもあったりすることは事実です。パートナーシップ制度が出来るということは、マイナスのところを少

しでもゼロに近づけていく、ゼロにはならないですが、少しでも近づけていくということだと思うので、どこに不平等があるのか、どこに非対称性があるのかという視点を今後、せっかくいろいろな意見が出ている中で、広がりを持ちながらやっていくとことが大切ではないかと感じています。

もう一つは、この資料を読ませていただく中で、デートDV、DVに関しての施設見学などもされたということで、興味深く拝見しました。その中で、LGBTQのDVや性被害のこと、男性に対する暴力については、どうしてもまだまだ相談しづらかったりというようなこともあったりはするので、より包括的に啓発を行っていく中でも、様々な性の在り方を持つ人のことも視野に入れていただくと良いのではないかと思います。

また、パブリックコメントも読ませていただきました。ここからは私事になるのですが、6年前にパートナーシップ制度に関する活動を始めたときは、今よりももっと差別的な、気持ち悪いとか、本当に差別的な言動を目にすることもたくさんありましたので、この6年でたくさんの方が応援してくださっていることの変化を感じて、私自身も、審議会に2回参加してきた中でも心強さを非常に感じているところです。性別や性の在り方にかかわらず、もっとみなさんが安全に暮らしやすい江東区になっていくように、これからも応援したいです。

【会長】ありがとうございました。

それでは、選択的夫婦別姓・全国陳情アクションに所属の丹藤翠さんからお預かりしている御意見を、事務局からお願いいたします。

【事務局】それでは、丹藤さんからは、本日御欠席ということで、代わりにお手紙をいただいておりますので、私の方から代読させていただきたいと思います。

「9月の審議会にて意見を述べ、皆さんの発言も伺い、非常に参考になりました。業務上、本日は仕事が重なってしまったため、大変残念ですが、文書での提出をさせていただきます。この会議に参加した動機は、選択的別姓婚の法制化を強く望んでいることによります。現在の日本の婚姻制度は、多くの場合女性が男性側の姓に変更することを余儀なくされ、物理的、心理的に多大な労苦を強いられ、基本的人権が守られていない違憲状態です。この制度が多々ある障害の一つともなっており、婚姻数や出生数が減っていくことは広く社会に認識されています。30年以上前に国の法制審議会が答申を出しているのに、法制化されない異常事態が続いています。

国連や衆議院の委員会でも度々取り上げられている法制化を動かすべきです。その意見を国に届けるために、全国多数の自治体が国へ意見書を出しています。」このことについては、別紙で江東区意見書の（案）を御提出いただいております。「江東区議会で審議・決議し、国に提出していただきたい意見書の案をお送りいたします。既に提出されている他自治体の文書を参考にアップデートしたもので、9月の会議にも提出させていただきました。ぜひとも意見書提出を改めてお願い申し上げます。パートナーシップ制度については、9月の会議で多くの皆さんの意見を伺い、新たに思うところもありました。江東区パートナーシップ制度は何の権利も、義務も、罰則も、縛りも、保障も伴わないけれども、現在の日本国法制度の中で様々な辛苦を強いられている区民の助けとなる、国ができる精いっぱいの制度であると皆さんと一緒に認識しました。かつ、他自治体で既に発行されているパートナーシップ制度に追随するものでは意味がない、後発だからこそより改善された、江東区はこうだという主張のある制度であるべきという意見にも大いに賛同いたします。婚姻制度に係る性的結びつきを前提とせず、様々なパートナー、ファミリーの在り方を認める。性の多様性、性的自認など、「性」という文字が多く使われるほど制度の本質が失われ、逆に性に対する偏見や拘泥がにじみ出るように思います。かつて基本世帯と言われていた父、母プラス子供2人のイメージは失われ、単身世帯が過半を占める現代において、共助の実現ともなるパートナー・ファミリーシップ制度。二人に限らず、支え合う人たちが家族として暮らしの助けとなり、他自治体が追随するようなすばらしい制度の発行と、制度が真に生きる行政サポートを願っています。」

なお、参考人の方から、制度の概要の別紙案もいただいております。

【会長】ありがとうございます。

それでは、質問や確認ですが、まずは事務局から、先ほどありました件につきまして回答をお願いいたします。

【所長】まず、スケジュールの変更ですけれども、確かに従前より4月の制度開始に向けて作業を進めておりました。この審議会にも区長から4月の施行に向けて、策定について諮問を受けたところです。ただ、御存じのように急遽江東区区長選が行われました。そのため、当初予定しておりました区議会の条例改正の概要説明が、区長不在でしたので前回出来ず、年度内に条例を制定することが困難になってきたとい

うことで、4月1日の施行に関しては難しくなりました。現在、令和6年度早期実施に向けて今後のスケジュール等を調整しており、現区長についても、パートナーシップ制度については賛成の御意見があります。しかし区議会からも、先ほど申し上げたように様々な御意見をいただいていますので、その辺りの調整をしまして、6年度の早期実施に向けて、繰り返しになりますが、現在スケジュールの調整をしているところでございます。

【会長】我々は4月施行と聞いていたものですから、非常に皆さんで頑張りましたので、出来るだけ速やかに、よろしくお願いしたいと思います。

それでは皆さん、参考人の方々に対して質問ですとか、確認したい点がございましたら、御自由にどうぞお願いいたします。

【副会長】先ほど性別の定義のところ、「生物学的な性別」という言い方は一義的ではなく多義的なので、そうではなくて「出生時に割り当てられた性別」という文言を併記したほうが良いのではないのかという御指摘をいただいたかと思うのですが、生物学的性別が非常に多義的であるというのは御指摘のとおりかなと思っている反面、出生時に割り当てられた性別ということの基準も漠然としていると思いました。一般的には、そのことについてどのように理解されているのでしょうか。つまり、社会的に割り当てられた性別ということこそが重要だということは、御指摘のとおりだと思うのですが、それを重視するということが、その場その場で少し変わってくる可能性もあるかと思います。例えば、体が女の子なので女の子だねと周りは扱う場合と、そうではなくて、成長していく過程で、精神面が少しこの子は男の子らしいとなったときに、家族や周りの社会が、この子を男の子というように扱うということもあるかと思うのです。そのように、割り当てられたというところが少し変わってくる可能性があります。誰がどのような基準でもって割り当てなのかというところの基準が、少しよく分かりませんでした。それは体ということなのでしょうか。

【参考人】出生時に割り当てられた性というのは、医師が「これは男の子ね」と言って、それを戸籍に届け出ることなどでしょうか。

【副会長】それは医師が判断するということなのですか。

【参考人】医師が判断し、それを戸籍上登録するということです。ただ、戸籍上に登録、戸籍の性という、今度は、おっしゃっていただいたとおり途中で戸籍を変えると

いう場合もございますので、要するに戸籍という日本にこだわらない形で、出生証明書とかに記載されるようなタイプの性について話すという時になりますと、出生時に割り当てられた性というような説明が出てくるかと思います。

【副会長】出生時という御説明はよく分かったのですが、割り当てられたというのがやはり少し分らないです。というのは、戸籍に登録されたとしたら一義的ですし、例えば出生証明書でも非常に一義的だと思います。何か証明を伴うものでなければ、途中で変わってしまう可能性もある、基準が非常に不明瞭になってしまうということになると思います。

【参考人】出生時に法的に定められたということだと思います。誰かが適当に言っているということではなくて、法的に定められたと言っているかと思います。

【副会長】少しテクニカルで申し訳ないのですが、法的に定められたということになりますと、法的に規定がある場合ということになってしまうので、多分おっしゃっていることは少しそれとは違っていて、例えば医師とか、その出生に立ち会った人の誰かが決めて届出をした性になるのかなと認識したのですけれども、それとはまた違いますか。

【参考人】それでも良いと思います。しかし、その理解が私とずれてしまっているところがありまして、本質的に同じところを見ているのかもしれませんが、私が「出生時に割り当てられた」というところを強調しているのは、ある意味ではおっしゃるとおり、とても揺らぎがあるところなのですが、揺らぎがあるにもかかわらず、社会においてそれがずっと付きまといてくるということを指しております。

【副会長】意味がよく分かりました。揺らぎがあるにもかかわらず、社会から一方的に与えられた性別というところを強調したいがために、「割り当てられた」という文言をお使いになっておられるという意味合いでしょうか。

【参考人】私がというか一般的に、特にトランスジェンダーの定義などでよく使われる言葉です。

【副会長】条例、特に定義の場合は、一義的でなければならないので、そうすると「割り当てられた」の解釈が、法解釈する場合に非常に難しくなってくると思います。一義的にこれでもって証明ができるという形での定義規定を設けないと、解釈の余地が生まれて、そこに少しずれが生じる可能性があるというところを、非常に懸念しております。割り当てるという言葉を使いたいのであれば、誰がどのように何を基

準として割り当てるとかというところまで、きちんと書かないと条文としては成り立たないので、その部分を非常に懸念しております。

【参考人】それは、例えば法律でもそうなっているということでしょうか。少なくとも海外の法律を見る限りでは、そのようになっています。

【副会長】海外と日本では法解釈の基準がおそらく違うと思います。私も比較法研究をしていますのでよく分かるのですが、海外でこうなっているからこれを日本にそのまま導入してくださいとなると、前提となる法解釈の技術が全く違うので、とても難しい時があります。そのため、意図しているところを日本に導入しようとすると、違う表現の仕方をせざるを得なくなってしまうと思います。今お伺いしているのは、その判断基準はどこになるのですかというところ、割り当てるという言葉を使いたいにしても、誰がどのような基準で割り当てたのかというところまではっきりしないと、解釈の余地が生まれて非常に難しくなるのではないかとということをお伺いしています。バリエーションがたくさんあるので、一義的にはその基準を設けられないという御回答でしょうか。

【参考人】法的に、例えば運転免許証や住民票などに記載される性のことを取りあえずは言っていて、かつ出生時のことについて話しています。

【会長】出生時というのは医者か男の子か女の子か、男女で分けて、戸籍にも載せなくてはならないからということですね。

【参考人】そこを想定しています。

【会長】私は弁護士なので、実は相談を受けたことが一回あります。生まれた時に男女どちらかはっきり外形的に分からないから、医者が手術をしてどちらかに確定するけれども、どちらにしますかと親に相談が来たという事案でした。この子が大きくなって別の性を自分の中で自認したときにどうするのかと当職は、考え、親ごさんにアドバイスをしたのです。

【副会長】アスリートの方でも、女性として陸上競技に出場したのだけれども、非常に速いので何かおかしいとなっていていろいろ調べてみたところ、生殖器が体の奥のほうにあって、実は男性ホルモンがとても出ていたということがありました。男性ホルモンの的にいうと男性だったけれども、外形では分からなかったというようなケースもあります。

【会長】出生時にDNA鑑定などはしないのでしょうか。

【副会長】 おそらく、外形で見て決めます。

【参考人】 割り当てられた性別というところで、補足をさせていただきますが、先ほど会長がおっしゃっていたとおり、生まれたときに男女の外性器の形状を基に医師が男の子です、女の子ですと割り当てると思うのですけれども、外性器の形状から男女の判別がつきづらい人は、やはり親と医師が決めると思います。海外ですと、男性・女性のほかに本人がどの性別で生きるかということを決められるようになるまで保留するというので3つ目の性別、リバーズやXなどがあるのですが、日本の場合は、これだけ性別表現も、性的指向も、性自認も多様にもかかわらず、戸籍上の割り当てられた性別は2つしかないというところで、私たちはこれを割り当てられた性別プラス、登録管理される性別と表現することもあります。法的に管理され続け、その割り当てられた性別が後々付きまとして、それが、普段はカミングアウトしていないとしてもアウティングの種にもなってしまったり、例えば男性として暮らしている人のところに、女性健診の通知が届いてしまい、近所の人に暴露されてしまうということもありますので、戸籍の性別も機微な個人情報として扱われるということもとても大切だと私も感じています。そのあたりの実態というか、生活実態とかが理解されると良いと非常に思いました。

【会長】 副会長がおっしゃっていた定義というのは、非常に難しいですね。

【副会長】 難しいですね。そうしますと、出生時に割り当てられた性別と、法的に管理されている性別は別のものとして取り扱っていますか。

【参考人】 同じものです。

【副会長】 条例の定義として考えるのであれば、公的に管理されている性別ではなくて割り当てられた性別のほうが好ましいということなののでしょうか。同じことだけでも好ましいということなののでしょうか。

【参考人】 登録管理をされている性別というところで、生きているその人の存在と違う可能性もあるということが表されることが本質的には大事だと思います。むしろ、今のこの説明をお聞きになって、例えば法律学の専門的にはどのような用語が望ましいとお考えになるのか教えてください。

【副会長】 多分一番定義として使いやすい、差別的な意味などを全部抜かした上で法的に明瞭な定義だとお伺いしていて思いましたのは、「公的に管理、登録されている性別」、「出生時に公的に管理、登録された性別」が一番一義的だと思いました。

【参考人】それでしたら、特に問題はないと思います。

【副会長】その後変わってくる可能性があるからというところはもちろんあると思うのですが、「割り当てられた」だと漠然としてしまっていると思います。

【参考人】その後どうなったかということについては、ここの性別等の規定の中に、性自認がありますので良いと思います。

【副会長】それで問題ないと思います。ですから、スタート地点がどこだったのかというところを法的な意味で明瞭にするのであれば、今申し上げた「出生時に公的に管理登録された」が良いと思います。そうしますと戸籍も含まれますし、外国での出生の部分も含まれますので、非常に一義的に解釈できると思います。

【参考人】それでしたら何の問題もなく、とても明瞭だと思います。割り当てられた性というのは、おそらく、法律の専門家ではない人に向けて、かつ生活の実態に即している、かつ簡素な言葉でということで、特に英語圏で用いられていた言葉を日本語訳した言葉です。Assigned at birthというふうな言い方をしますけれども、そういう言葉であるというだけですので、その規範性というか、縛りという感覚が訳される言葉であれば、御提案いただいたような法的に管理される、登録管理されるというところは重要だと思いますので、それで良いと私は思います。

【副会長】少し補足すれば、戸籍制度というのは欧米にはないもので、Assignというのはまさしく「法的にこれだとされた」という意味で、公的に管理、登録されたというのに非常に近いニュアンスで使われますので、訳の仕方の問題であって、ずれはないかと認識しました。

【会長】ほかにいかがでしょうか。

【委員】私も含め、性別のことについて詳しくない人も多いと思うので、少し補足説明をお願いしたいのですが、今の日本では、戸籍の中では男性か女性に絶対に分けられてしまって、例えば染色体がXXかXYではない人が、調べるといてXXOなどあると思うのですが、そういう方も法律上ではどちらかに必ず割り振られているということで良いでしょうか。

【参考人】いわゆる性分化疾患のことです。今の日本では、医師や親が、生まれてから2週間以内に出生届を出されると思うのですが、その時点では男性か女性かどちらかに割り当てるところで合っていると思います。

【委員】分かりました、ありがとうございます。ですから、戸籍に書かれている男性・女

性というのは、必ずしもその人の染色体がXYであるという証明には全くなりない
ということでしょうか。

【参考人】そうですね。

【委員】そこがおそらくあまり広まっている知識ではないので、今の齟齬を生んでしまっ
たのかなと思いました。

【参考人】私は、身体的性の特徴というところで、性自認、性的指向、性別表現と、身体
的性の特徴で、4つ目の性の在り方の要素として説明することが多いのですけれど
も、この部分というのはトランスジェンダーの人にとっても、DSDsの、性分化
疾患の人にとっても繋がりがあるようなところもあると感じています。性分化疾患
がある人の相談ができる場所もあまりないというところで、私たちも多くの繋がり
や相談を受けたりすることがあるので、LGBTQというところと切り離して考え
ることではないと私も感じています。

【委員】そうすると、なおさら戸籍に書いてある性によって男性と女性しか婚姻届を出せ
ないというところが引っかかる、医師と親が決めただけのところに、枠にはまらな
くはいけないという状態が今続いているということが分かりました。

NPO法人フローレンスの参考人がおっしゃっていた住民票がなくてもという
要件ですが、住民票がなくて居住というのは、不動産屋との契約書などを出せば証
明できるのでしょうか。住民票がなくても良いとなった場合、どのような要件が良
いのかと思いました。

【委員】賃貸契約や固定資産税などではないでしょうか。

【所長】他の自治体の事例では、セカンドハウスでも何でも関係なく、パートナーの片方
が区民であれば良いという自治体や、在勤・在学でも良い自治体があります。この
場合は、就労証明や学生証明を見せれば良いので、特にセカンドハウスの賃貸証明
は必要ないと思います。両者ともセカンドハウスというのは、区との関連が取れま
せんので、そのような方はおそらく対象外だと思いますので、片方が区民であれば、
片方は不問というところであれば、賃貸証明等はいらないと思います。

【委員】分かりました。

【会長】では、ほかに何かございますか。

参考人の方々、複数回にわたってありがとうございました。貴重な御意見を参考
にさせていただきたいと思います。

それでは、退席のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

<参考人退席>

【会長】 それでは、「議事1 江東区版パートナーシップ制度の策定について」、所長から説明をお願いいたします。

【所長】 それでは、「資料2 江東区版パートナーシップ制度のパブリックコメント実施結果」を御覧ください。「1 実施期間」は、令和5年11月1日から11月21日まで行っております。

「2 周知方法」は、区報11月1日号、パブリックコメントの特集号に概要を掲載しました。区ホームページに素案の全文を掲載し、閲覧用の冊子を区役所2階のこうとう情報ステーション、4階の人権推進課及び男女共同参画推進センター2階の情報資料室に配架しました。

「3 提出方法」は、郵送、ファクス、窓口持参、区のホームページです。

「4 提出人数」は、210人で、年代別、提出方法別、意見件数の分類の内訳は、2ページ目にかけて御覧の表のとおりとなっております。

2ページ目を御覧ください。「5 ご意見と回答」は、資料3のとおりです。資料3を御覧ください。資料3の寄せられた御意見は、要旨のみを掲載しております。区の考え方につきましては、制度自体が確定しておりませんので、現段階の考え方を掲載しております。なお、本審議会で制度の策定に関する答申を取りまとめ、議会報告後に答申内容等を基に制度を確定する予定ですので、同時に区の考え方も確定させてまいります。確定した制度内容やパブリックコメントの回答につきましては、区のホームページに掲載してまいります。

続きまして、江東区男女共同参画審議会答申案についてです。御説明の前に、第7回の審議会での御指摘や御意見への対応について御説明したいと思います。なお、第7回審議会でもいただいた御指摘や御意見は本日の資料に反映させております。

それでは、資料1を御覧ください。審議会や審議会後にいただいた意見シートにおける御指摘等への対応を御説明いたします。項番1は、第7回の審議会において、事務局提案のパートナーシップ制度を拡充し、介護やひとり親の問題、多様化する生き方に対応するためにも、婚姻と同等の関係以上の協力関係に対する制度の創設が必要ではないかとの御意見に対する議論がございました。他の自治体の先行事例では、現行法下では婚姻が認められていないパートナーのお二人や、その親族が家

族として暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的にパートナーシップ制度を導入しています。本区としても、同様の趣旨の制度を早急に導入する必要があると考えています。そのため、事務局案としては、対象者につきましては素案のとおりに変更せず、拡充については今後の検討課題として、答申にその旨を附帯意見として付すことを提案させていただいております。

2 ページ目を御覧ください。項番 2 は制度の文章や項目における表現についてですが、制度の内容や他自治体の同性パートナーシップ制度との対象の違いを明確に御説明するためにも、必要なものと考えております。

項番 3 はパートナーシップの解消や受領証の返還届出についてですが、御意見を参考に、これらの手続はお一人でも行えることといたします。

次に、項番 4 以降は審議会終了後にいただいた意見シートによるものとなります。

項番 4 は政府の対応や婚姻制度について、審議の中で感じた御感想をいただいております。

項番 5 は海外で同性婚をしている方の取扱いについてですが、海外で同性の婚姻を行っている方も対象といたしますが、必要書類等につきましては、先行する他自治体の事例等を参考に手続を策定してまいります。

3 ページ目を御覧ください。項番 6 は審議会の運営に関する御指摘や、審議上での感想でございます。審議会運営に関しては円滑な運営を心がけてまいりますので、制度の早期開始に向け、今後とも御協力をお願いいたします。

項番 7 は 2 点あります。まず対象者の住所要件ですが、本制度の活用として区の行政サービスの提供を前提とすることや、他自治体の連携に課題があり、制度利用の重複を避けるため、在住予定も含みますが、区内在住とする予定でございます。

4 ページ目を御覧ください。2 点目は、制度の対象を婚姻に相当する関係の二人で良いとの御意見でございます。

項番 8 は 5 点ございます。まず男女の区分けについて、現代社会の変容を考慮した考え直しの提案ですが、こちらの御提案につきましては今後の参考とさせていただきます。

2 点目は性や性別等の表現を削除することですが、制度の内容や他自治体の同性パートナーシップとの対象の違いを説明するためにも、必要な箇所には表現してまいります。

3点目は、対象を現行法下で婚姻関係を結べないパートナーとするとの御意見ですが、婚姻を結べるが様々な理由で婚姻関係を結ばないパートナーも対象であることを明確に分かる表現にいたします。

5ページ目を御覧ください。4点目はパートナーシップの対象者を限定しないとの趣旨から、表現を表記するように修正するとの御意見ですけれども、こちらも制度の内容や、他自治体の同性パートナーシップ制度との対象の違いを説明するために必要なものと考えております。

最後の5点目は、「婚姻に類似する」を「婚姻と同等の」に修正するとの御意見です。こちらにつきましては御意見を参考に修正しております。

項番9、10、11は第8回の施設見学の際の御感想になりますので、御紹介したいところですが、お時間の都合上、後ほど御参照を願います。

次に、答申案について御説明いたします。資料5を御覧ください。

令和5年7月11日付で、区長より諮問されました江東区版パートナーシップ制度の策定についての答申案となります。本答申案につきましては、本日御審議いただき、承認されましたら後日会長より区長へ答申いたします。なお、最終ページの9ページに答申書附帯意見がございますが、先ほどの御指摘事項等の対応でも御説明いたしましたとおり、審議会において素案のパートナーシップ制度を拡充し、婚姻と同等の関係以上の協力関係に対する制度の創設が必要ではないかとの議論がございました。しかしながら、新たな制度を創設するには課題も多く、議論する時間も足らないとの御意見もあり、今回の答申には盛り込まず、今後の検討を要望するとの附帯意見として区長へ提出することを、事務局から審議会へ御提案するものでございます。

それでは、答申の本体の江東区パートナーシップ制度の御説明をいたしますので、資料4を御覧ください。

「1 制度の名称」は、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度です。

「2 制度の概要」ですが、(1)位置付けは、性別等にかかわらず性の多様性が尊重され、価値観や生き方など様々な違いに理解のある社会を促進し、婚姻関係にないパートナーのお二人や、その親族が家族として暮らしやすい環境づくりにつなげるための制度として位置付けるものでございます。

(2) の制度の特徴は、制度の対象者を同性に限定いたしません。性別等にかかわらず、L G B T等パートナーの二人や、現行法下では婚姻していない事実婚の二人も利用できる制度となります。次に、パートナーシップとファミリーシップを対象とします。パートナーシップ宣誓をした方に子や親がいる場合、併せてファミリーシップの宣誓をすることが出来るものといたします。

(3) 制度の仕組みですが、まずパートナーシップ宣誓制度は、パートナーの二人が自署した宣誓書を区が受領し、受理証明書及び受理証明カードを交付いたします。

次に、ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップの関係にある二人が受理証明書等に二人の子、または親の氏名等の記載を希望する場合は、15歳以上の子・親の同意の下、パートナーシップの関係にある二人が自署をした宣誓書を区が受領し、受理証明書等を交付いたします。

(4) 制度の効果としては、区のサービス事業における活用は、制度が実施される場合、関係所管と調整し決定してまいります。

東京都パートナーシップ宣誓制度との連携は、東京都と協定締結を予定しており、協定締結により江東区の受理証明書等を東京都が提供する都民向けサービス事業において活用できるものとなります。

次に、区内民間事業者等に対する協力要請は、病院等での面会、賃貸アパート契約、企業等における福利厚生などについて考慮していただけるよう、区内民間事業者等に対し、本制度の趣旨を御理解いただき、証明書等の活用にご協力いただけるよう働きかける予定でございます。

また、利用可能なサービス等につきましては、決まり次第ホームページ等で周知いたします。こちらの文章は前回の資料から追加となっております。

次に、表の右側に移りまして、「3 制度の手続き等」についてです。(1) 定義は、パートナーシップとは性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二人の者の関係となります。

次に、ファミリーシップとは、パートナーシップにある二人と、その一方又は双方の子又は親の家族としての関係となります。

(2) 制度の対象者の要件は、御覧の要件となりますが、1番目の要件の「婚姻

と同等」は、御意見を参考に、前回までの「婚姻に類似する」から修正しております。

(3)の受理証明書等の再交付・変更は、紛失、破損等があった場合、区への申請により受理証明書等を再発行します。また、氏名変更等、記載内容に変更があった場合、必要書類を添えて届出をすることにより、変更後の受理証明書等を交付いたします。

(4)受理証明書等の取り消し・失効は、虚偽、その他不正な方法により交付を受けた場合、受理証明書等を改ざんした場合、必要な手続を行わなかった場合などには、証明書等を取り消します。

婚姻したなど、(2)の対象者の要件に該当しなくなった場合には、受理証明書等は失効します。失効した場合、宣誓者は返還届に受理証明書等を添えて返還しなければならないということにいたします。なお、失効届はパートナーのうち1人でも可能とします。この「失効した場合」からの2行も、審議会での意見を参考に追加しております。

(5)手続きの流れは、①電話または電子申請により、宣誓する日にちを事前予約いたします。②パートナーのお二人及びその子、親のパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を、受付場所で必要書類を添えて、所定の宣誓書にパートナーのお二人で自署いたします。③受理証明書1通と、宣誓者全員分の受理証明カードを即日交付いたします。ただし、書類の確認等に時間がかかる場合は、後日郵送等で送付いたします。

その他の点として、交付手数料は無料となります。障害等で来所できない場合や自署できない場合は、別途相談をお受けします。こちらの文章も前回の資料から追加したものとなります。パートナー契約等の公正証書の提出は求めません。

以上が、答申案の本体部分である制度内容を要約した説明でございます。審議会でご承認いただいた答申案は、2月6日に、会長より区長へ提出いただく予定としております。その後のスケジュールにつきましては、先ほど参考人の方の御質問にお答えしましたように、4月開始に向けて作業を進めておりましたが、現在6年度の早期実施に向け今後のスケジュール等を調整中であることを御報告いたしますとともに、御理解のほどよろしくお願いいたします。

【会長】今の所長の説明に関しまして、御意見や御質問はございますか。

【委員】2点あります。1点目は、確認になりますが、資料1の2ページ目の5、手続において外国籍の申請者に独身を証明する書類の提出を求めるとされているので、海外で同性婚してから江東区に移住してきたカップルは、同性婚という婚姻をしている以上パートナーシップ制度に応募できないのではないかとのことなのですが、海外の国の制度にのっとって同性婚をした状態で日本に来て、日本でも同じパートナーと、日本において、江東区において手続をしたいという意味でしょうか。

2点目は、資料4の「3 制度の手続き等 （2）制度の対象者の要件」にある「婚姻と同等のパートナーシップである」ですけれども、同等かと言われると難しいかなと思いました。お気持ちなのかと私は解釈したのですけれども、この「同等」に関してどのようなことなのかお伺いしたいです。

【所長】1点目についてですが、おっしゃるとおり、外国で結婚した方は、日本に来て同性婚は認められないので、婚姻と認められません。また、独身証明も当然外国から出ませんので、パートナーシップの対象者にしたいと思っています。ただし、その手続については、先行の自治体を参考に、必要な書類を決めてまいります。基本的には、どの二人の方も、江東区でパートナーシップを宣誓出来る様にする形にしております。

それから、「婚姻と同等のパートナーシップである」ですが、「類似」と「同等」というところで、難しいですけれども御意見がありまして、「同等」のほうが「類似」よりも、自分たちは婚姻と同じなのだ、「類似」よりももっと上、本当は婚姻と同じ関係なのに認められていないということを表現したいということでしたので、御意見を参考に修正させていただいております。

【委員】ありがとうございます。

【会長】他にございますか。

【委員】意見シートでも出させていただきましたが、区内在住の要件をお二人ともに必要とするというのは厳しいのではないかという気がします。回答には、他の自治体との重複や、連携がうまくいかないのでこのままにするということですが、具体的にまだ利用できるサービスが特定されていないですし、重複があっても、それは法的なものではなくて、あくまでも行政サービスの重複であって、本人たちはどちらかを選択するでしょうし、何となく重複するのではないかという心配よりも、片方しか江東区に住んでいなくて、でも保育所のお迎えだとか、病院のときの同意

書など必要な場面で、二人とも江東区ではないからどこからも受けられない、認められないというデメリットのほうが、もしかしたら当事者たちがとても困るのではないかという気がします。抽象的な重複するかもしれないということよりも、当事者たちの不利益を考えると、やはり二人とも区内でなければならないのはどうか、という気が今でもしています。

【所長】確かに、重複という部分で、特にほかの人とパートナー関係にあるということもあります。また、基本的には区の中で、区の税金を使うので、区民の方に当然注力するというところがあります。単身赴任等の場合がありますので、それについては検討する余地はあると思うのですが、まず基本的には婚姻に近い形で、婚姻も今は別に住んでいるということもありますけれども、同居して生計を共にするのが基本です。そこを大きく飛び越えるということは、今後の課題だと思いますが、まずは区内の方からとしたいと思います。多くの自治体もやはりその辺りのネックがあると思います。他のところでも可というところは、やはり数は少ないです。基本的には、区民の方に供給するのが区の行政サービスなので、江東区としても、まずは区民の方、区内に限定するという形を取らせていただいています。

【委員】同居に限定しないとあったのですが、やはり基本として考えているモデル的なケースというのは、区内で同居していて、生計を共にしていてというところで、後は今後の課題というか、そのように解釈して良いのでしょうか。

【所長】はい。

【委員】ありがとうございます。

【会長】他にいかがでしょう。分かっているところの範囲で結構ですが、利用可能なサービス等を後にホームページで周知するということですが、大体どんなイメージなのか、前にも説明があったと思いますけれども、もう一度お願いします。

【所長】行政サービスは、現在、東京都のパートナーシップで江東区もサービスを提供しているので、基本的には同じになると思っています。ただし、まだ制度は決まっていないですし、各所管に確認を取っているわけではないので公表というのは出来ませんが、あくまでもイメージとしては、東京都のパートナーシップで江東区が提示している行政サービスです。その他につきましては、民間に要請という形にはなりますけれども、先ほど御説明したように病院での病状の確認ですとか、不動産の賃貸契約ですとか、各企業における福利厚生など、こちらの強制は出来ませんので、

趣旨に賛同していただいて協力をお願いするというような形になります。

【副会長】 答申案で、答申案に要件、失効理由等と取消事由まで書いてあるのですけれども、効果が書いていません。効果がないのに失効とか、効力を失わせる、取り消すというところは、少し違和感がある書き方なので、効果をぜひ明記していただきたいと思っています。資料4で、要約版のほうでは制度の効果等と書かれていますが、恐らくこの区のサービス事業における活用、都のパートナーシップ宣誓制度との連携は反射的な効果であって、その要件を満たした場合の直接的な効果というのは、パートナーシップ宣誓を行って受領証明書を区が発行するということだと思います。区が発行したからこそ、それに基づいてパートナーシップ関係にあるということとを証明した上で、様々な区の行政サービスを得ることができるという反射的な効果の部分ですので、まずは制度のダイレクトな直接的な効果として、宣誓制度を行った結果として、宣誓制度を経て受領証明書を発行しましたということを明記した上で、今申し上げた部分を書いていただく必要があると思います。中身の修正ではなくて表記の仕方になるかと思いますが、その点をお願いいたします。

【会長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 今回附帯意見を入れていただいて、ありがとうございます。資料1の対応でも、「今後の参考といたします」とか「検討いたします」の様な文言が並んでいますが、今後、参考や検討した結果、変える、変えないも含め、何年後などスケジュールがあると動きやすいと思うのですが、具体的なスケジュールはお考えでしょうか。

【会長】 審議会というのは決定するわけではなくて、区長からの諮問ですので、あとは議会で変わるかもしれません。最終的には議会で議決してという形になると思います。区の男女共同参画に関する意見の諮問などは必ず来ると思いますし、この審議会は続くわけですから、施行を見た上で意見を言う機会はこれで終わってしまうわけではなく、あると思っていますが、事務局はいかがでしょう。

【所長】 答申附帯意見では期限をつけられないということで、答申は、区長が諮問してそれに審議会が答えるという形です。審議会は、諮問を受けて、こういうことも考えられるのではないですかという形であげます。政策を決めるのは区長ですので、趣趣我々からこういう提言があつてこういうことをやりたい、ということを出しても、区長にそれは待てと言われればそれまでなので、期限はお示しできません。そのほか、先ほど会長からありましたが、いわゆる男女共同参画に関することで提言とい

う形を計画の中で上げていく。期限が決まったわけではありませんが、あとは、世の中の趨勢や必要性などを含めて区長が必要な事業を判断していくので、あくまでもこれも判断材料の一つとして上げさせていただくという形になりますので、申し訳ありませんが、期限はお示しすることはできません。

【会長】審議会の会議録は公開ですから、皆さんがどのような意見を持っているかということは、見ようと思えば誰でも見ることができますので、そういうところも影響を与える可能性はあるのではないかと思います。

3. 議事2 令和5年度男女共同参画推進事業実施状況報告について

【会長】それでは、「議事2 令和5年度男女共同参画推進事業実施状況報告」につきまして、所長から説明をお願いいたします。

【所長】推進事業の実施状況について報告いたします。資料6を御覧ください。令和5年度12月まで、当センター所管の事業実施状況を御報告いたします。

「1 男女共同平等の意識づくりと多様性への理解促進」は、(1)の男女共同参画学習講座については38講座実施する予定でございまして、12月末現在で28の講座を実施しております。

(2) 出前講座は、第二亀戸中学校をはじめ、8校で行う予定でございます。

(3) のパルカレッジは、男女共同参画について学び、本講座の修了生が職場、地域においてリーダーシップを発揮できる人材育成を目的として実施しておりますけれども、令和5年5月から7月まで8講座と、令和5年10月1日に吉川美代子氏による講演会を行いました。

(4) 男女共同参画フォーラムは、男女共同参画の視点を持ち、地域で活動する学習団体の活動発表、区民交流の場として、社会を取り巻く様々な問題から男女共同参画を取り上げ考えていく事業で、12講座と展示企画を令和5年11月12日に実施しております。

(5) L G B T等理解・促進パネル展は、令和5年度から実施した事業で、他自治体の協力を得て、L G B T等の基礎知識と啓発に関するパネル展を江東区文化センター2階展示ロビーで、令和5年12月4日から12月12日まで開催いたしました。

「2 女性に対する暴力をなくす運動」ですが、(1) 事業概要は、毎年11月

12日から25日の期間に、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱に基づき全国各地で運動が展開されており、シンボルカラーは紫、シンボルマークはパープルリボンとなっております。

(2) 江東区での取り組みですが、①運動期間中、亀戸にございますふれあい橋をパープルにライトアップいたしました。②当センター1階ロビーにツリーを置き、来館者の方にパープルリボン型にした短冊に女性に対する暴力をなくす願いを記入していただき、装飾をいたしました。③は相談窓口の周知を図るポスターを作成し、区内広報板に掲示いたしました。④は、2010年に広報業界の直木賞と称されるTCC賞に選ばれたパネル等を展示し、「心に響かせるDV根絶パネル展」を区内の商業施設で開設いたしました。写真は、商業施設アリオ北砂での開催風景でございます。⑤は、令和5年11月18日から12月14日の期間、江東図書館に、DVや男女共同参画に関する特設展示コーナーを設置いたしました。⑥は、パープル運動の啓発を図るため、本区の観光キャラクターでありますコトミちゃんを活用した「パープル活動啓発缶バッジ」や、相談窓口周知用のポケットティッシュを配布いたしました。

「3 相談窓口の充実」ですが、(1) 相談窓口は、当センターが所管しております相談事業を一覧表にしております。

(2) 女性の悩みとDV相談事業は、女性の悩みや配偶者暴力被害者の相談を受け、必要に応じ関係機関につなぎ被害者の支援を行うもので、電話相談、面接相談、同行支援等により対応しております。電話相談の実績は、4月から12月までで計2,828件でございます。

(3) 男性DV電話相談事業は、令和3年7月より毎月1回開設しており、配偶者や恋人、パートナーの暴力に悩む男性を対象としております。相談実績は、12月までで3件でございます。

(4) LGBT等相談事業は、こちらも令和3年7月より毎月1回電話相談を開設しており、性自認及び性的指向に関する悩みや不安など、本人だけでなく家族や職場、支援者からの相談を受けております。また、今年度の令和5年11月からは、対面や、家族そろって相談できる場として面接相談を開始し、相談窓口を拡充しております。相談実績は、12月までで電話相談24件、面接相談は11月からですので1件、計25件でございます。

(5) 女性のための法律相談は、離婚、労働、相続等、女性の日常生活における法律上の悩みに関する相談を区が委嘱する弁護士が行うもので、相談日は月3回、水曜日となっております。相談実績は、12月までで66件でございます。

【会長】 それでは今の説明に関しまして、何か御質問や御意見はございますか。

【副会長】 3ページ、男性DV相談事業ですが、これは同じ方が繰り返し御相談されているのか、それとも別々の方なのかというところまでは分かりますでしょうか。数のカウントの仕方をどうしているのかというのを伺いたくて、御質問させていただきました。

【所長】 この件数に関しては、匿名ですので、実数というのは捉えづらいものがありますので、あくまでも延べ件数になります。

【副会長】 ありがとうございます。非常に有意義な事業だなと思っております。

【会長】 もし可能なら、報告の時に、要約で良いのでプライバシーが出ないようにして、LGBT等相談等はどういう相談があってどういう対応をしたかという様なものがあると良いと思います。そうすると、これは役に立っているのだとかそういうことが分かります。件数だけ見てもよく分からないと思いますので、今後の報告の仕方として提案です。

【所長】 男性DVはまだ傾聴レベルで、特段緊急性があるという報告は受けていません。LGBT等相談も、緊急性というよりは、御家族や同僚の方から、これからどうしたら良いかという話や、御本人から今後の生き方・就職などのご相談がありました。相談員は、例えば精神的なケアが必要な場合には医療機関等の情報提供や、考え方の助言、傾聴が主でございます。

【委員】 以前に、中学校の出前授業以外に、LGBT等相談の啓発カードを配布していたと思いますが、全中学校で配っているのか一部なのでしょうか。この実施状況にそのことも入れると良いと思いました。

【所長】 LGBT等相談事業は、令和3年から始めたのですが、その時には、全中学校に周知カードを配りましたが、以降は配っていないです。

【会長】 相談窓口のPR等大事だと思います。他にございますか。

4. 議事3 令和6年度男女共同参画審議会活動予定について

【会長】 それでは「議事3 令和6年度男女共同参画審議会活動予定について」所長から

説明をお願いいたします。

【所長】 それでは、資料7を御覧ください。第11期の当審議会の活動スケジュールになります。

まず、「1 令和6年度の予定」ですが、来年度は通常の行動計画の進捗管理に加えまして、第8次男女共同参画行動計画策定の準備として、意識実態調査を行う年度でございます。そのため、5回の審議会の開催を予定しております。施設見学は行わないスケジュールになっておりますので、御理解いただきたいと思います。また、来年度は第11期となりますので、第1回に委嘱式を行い、開催場所も江東区役所となっておりますので、お気をつけください。

「2 令和7年度予定」ですが、先ほど申しましたように、令和7年度に第8次の男女共同参画行動計画の策定を予定しておりますので、5回から6回の審議会の開催を予定しているところでございます。

【会長】 ただいまの説明、それから今までのことに関しまして、言い忘れなど何かありましたらどうぞ。

【所長】 10期の方は、1名か2名の方がおそらく交代になるかと思います。団体推薦の方は、それぞれ役職を退くと、交代という形も考えられます。

【会長】 何かあれば自由に意見を言っていただければと思うのですが、何かありますか。なければ、本件についてはこれで終わります。

5. 議事4 その他について

【会長】 続きまして「議事4、その他」です。所長から御説明をお願いいたします。

【所長】 事務局からは2点ございますが、その前に確認をさせていただきます。今回の答申案ですが、多少の文言整理はあるかと思うのですが、それにつきましては会長と事務局に一任いただいて、このまま審議会として了承をいただいて、2月6日に区長へ答申したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。もう一回読みますが、何かあれば私もチェックをしたいと思っています。

【所長】 それでは、会長と事務局一任という形で、区長へ答申させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【会長】 2月2日までに、今日言い忘れたことや言っておきたいとかあればどうぞ遠慮な

くおしゃっていただければと思います。

【所長】事務局からは２点ご連絡がございます。今会長がおっしゃったとおり、意見シートをお配りしておりますので、審議会後にお気づきの点がございましたら２月２日金曜日までにこちらに送ってください。資料送付のメールにも書式を添付しておりますので、御活用ください。

次に、今期の審議会についてですが、１０期の審議会の皆さんは、本日が最後の審議会となります。特に、今年度はパートナーシップ制度の検討に御尽力いただきまして、本当にありがとうございました。今後とも江東区の男女共同参画の推進に御協力をお願いいたします。ありがとうございました。

【会長】ありがとうございました。今後の予定は所長からの説明のとおりです。

【所長】第１１期の第１回目は、５月２０日になります。

６．閉 会

【会長】それでは、以上で本日の審議会は閉会いたします。皆様、本日は本当にどうもありがとうございました。

— 了 —